

(別添2)

事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 保育所
事業所名（施設名） 長野市共和保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1 保育内容	(1) 全体的な計画の編成	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。 ■ 2 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。 ■ 3 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。 ■ 4 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して編成している。 ■ 5 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。 	・「長野市保育理念」及び「教育・保育の基本方針」を基に子どもの心身の発達や家庭状況、地域の実態に応じ、園目標「やりたい」「たのしい」をみつけよう ・自分で考えてやってみる ・よく遊び、よく食べ、よく眠る」を掲げ、また、全体的な計画を立案し取り組んでいる。全体的な計画は4期に分け、それに基づいた各年齢別指導計画があり、「ねらい」「内容」などを具体的に編成し、更にそれらに沿い月案、週日案を作成し、日々の保育を行っている。全体的な計画は事務室、保育室に掲示されており、年度末には全職員で計画の見直しを行い、次年度に繋げている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 6 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を、常に適切な状態に保持している。 ■ 7 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。 ■ 8 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。 ■ 9 内装等には、木材を利用している。 ■ 10 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。 ■ 11 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。 ■ 12 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。 	<p>・市の公立保育園の保育環境マニュアルを基に子どもたちが心地よく過ごせるように環境を整えている。保育室の南面と北面には大きな窓があり、明るく風通しも良く、室内には温湿度計が設置され、エアコン、ファンヒーターで温度調整を行い、換気もサーキュレーターなどを使い小まめに行っている。室内の整理、音（声）の大きさなど刺激の精選を子供の発達に合わせて行っている。チェック表を用いて衛生管理、日常点検を行い、寝具も定期的に持ち帰り、水回り、トイレも職員が清掃を行い、安全で清潔に保たれている。室内ロッカー、床などは木材を使い温かみを感じられ、室内や廊下の窓は大きく戸外の光景を室内からでも見ることが出来る。未満児の保育室は絨毯や畳が敷かれ、ゆったりと過ごすことができる。玄関ホールには絵本が置かれ机や椅子を使い、くつろいで見ることができ、廊下にもベンチが置かれ落ち着く場所が確保されている。トイレの扉にぶつからないようにガードを付け、立ち位置に線を引き、動線を描くなど安全で十分に距離がとれるように配慮している。</p>
			② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 13 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。 ■ 14 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。 ■ 15 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。 ■ 16 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。 ■ 17 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。 ■ 18 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。 	<p>・保護者記入の「家庭の調べ」などを基に個別懇談を行い、一人ひとりの発育、家庭状況を把握し、「個別支援計画」「個別指導計画」を作成し支援を行っている。個別の支援や指導、発達状況などを記録し、配慮が必要な場合は職員会議で報告を行い、共有している。言葉のマニュアルで園内研修を行い、声の大きさや話し方に配慮した言葉がけをし、目線に合わせて話すことで子どもに伝わりやすくしている。また、子どもの表情、仕草、行動にも目を向け、気持ちや欲求を受け止めることで信頼関係を築いている。否定的な言葉は使わず、肯定的な言葉を使い、穏やかに気持ちに寄りそって子どもの想いを受け止め、一人ひとりの欲求に応えつつ安心して自分の気持ちを表現できるようにしている。各クラスには、子どもにわかりやすい声の大きさを図で表現した職員手作りの絵を掲示し、子ども達に視覚での理解を促す工夫も見られた。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 19 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。 ■ 20 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。 ■ 21 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。 ■ 22 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。 ■ 23 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。 	<p>・一人ひとりの発達に合わせて基本的な生活習慣を身につけることができるように環境を整え援助を行っている。子どものやろうとする気持ちを大切に、できることは見守りながら援助し、食事、排泄、睡眠、着脱、清潔等は繰り返し身に付けられるように声を掛け、できないところはさりげなく手伝い、できるようになったことは褒め、必要以上に援助や言葉がけをしないようにし、やろうとする気持ちを大切に「できた」という自信や達成感、満足感へ繋げていくように心掛けている。また、行動を指示するのではなく、イラストなどを使い、考えて行動できるよう環境を整え支援している。子どもの体調を常に把握し、体調の良くない時には室内で過ごす等の配慮を行い、様子により布団を出し、横になったりゆったりと過ごせるように仕切りを使うなど配慮している。基本的な生活習慣が身につくように紙芝居、絵本などを使い、習慣の大切さを楽しく理解できるよう工夫している。食育月間では食べ物と体について知らせたり、水回りの壁にうがいの仕方や手の洗い方を図示し、感染症流行時の手拭きは幅広の紙タオルを使用し、子ども達への理解を促している。</p>
			④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 24 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。 ■ 25 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。 ■ 26 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。 ■ 27 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。 ■ 28 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。 ■ 29 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■ 30 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。 ■ 31 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。 ■ 32 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。 ■ 33 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。 	<p>・未満児クラス2クラス、幼児クラス4クラスに分かれ各年齢、発達に応じ環境を整え保育を行っている。子どもの手の届く位置に玩具を用意し、自由に選んで好きな遊びができ、興味を持てるように環境を整えている。幼児は一日の流れをボードで示し、理解して自発的に行動できるように援助を行っている。戸外遊びを多く取り入れ、体操、リズム遊び、鬼ごっこ、ボール遊び、マラソンなど身体を動かして遊ぶ楽しさを保育士と一緒に体験している。今年度再認定を受けた信州型自然保育（信州やまほいく）認定園として週5時間以上戸外遊びや散歩の機会を確保し、体力をつけたり、自然への興味・関心を高めるための活動を行っている。幼児は園庭横のお寺の参道でマラソンを行い急な斜面を走って上がったリ、運動プログラム等も取り入れ、多岐にわたり活動し体力の向上に繋げている。また、リンゴ畑や畑の中の道を散歩をしながら自然に触れ、途中で草花、木の実、小動物などを見つけ、観察、飼育を行い、制作にも繋げ、更に、交通ルールを学んだり、地域の人々に挨拶をするなど、社会性も身に付けている。当番活動や遊びを通し友だちを思いやり、協力して活動できるよう、保育士がすぐに答えを出すのではなく、子ども同士の関わりの中から考え、行動できるように見守り援助を行っている。コロナ禍で近くの高齢者施設の方々との直接の交流は持てないが、手作りの壁面飾りを届けるなど工夫している。歌、リズム遊び、楽器遊び、劇遊び、制作などを通じ表現の楽しさを体験する活動も取り入れている。また、廊下にはオルガンを引いたり、お絵描きができるコーナーもある。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<p>■ 34 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。</p> <p>■ 35 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。</p> <p>■ 36 子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。</p> <p>■ 37 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。</p> <p>■ 38 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。</p> <p>■ 39 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。</p>	<p>・0歳児と1歳児の異年齢クラスになっている。「教育・保育の手引き」「未満児保育マニュアル」を基に月齢に合わせた指導計画を作成し、月例差に応じた保育を行っている。個別指導計画は一人ひとりの発達に合わせて立案し、睡眠、離乳食等、発達に合わせた保育を行うよう職員同士で連携し情報の共有化を図っている。また、未満児保育マニュアル、時間外保育マニュアルを基に安心して子どもが過ごせるよう環境作りをしている。できるだけ特定の保育士が関わり、家庭的で子どもが安心して過ごすことができるようにスキンシップを大切に、ゆったりと関わり、愛着関係を築けるように対応している。手作りおもちゃや絵本を手が届きやすい場所に用意し自由に遊べるように整えている。室内は、畳やカーペットを敷き、ハイハイや伝え歩き、午睡が安心して出来る場所と食事や遊びができる場所のコーナー分けを行い、ゆったりと安心して過ごすことができる。机や棚などにガードを付け転倒でケガをすることのないように留意し環境を整えている。調乳する職員とおむつ替えする職員を分け、衛生面に配慮している。おたより帳や送迎時に生活、体調の様子を伝え合い、保護者との連携を密に行っている。</p>
			<p>⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<p>■ 40 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。</p> <p>■ 41 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。</p> <p>■ 42 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。</p> <p>■ 43 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。</p> <p>■ 44 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。</p> <p>■ 45 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。</p> <p>■ 46 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。</p>	<p>・現在、2歳児の1クラスがあり、一人ひとりの発達に応じた保育を行っている。「未満児保育マニュアル」に基づき生活や遊びの中で自分でやろうとする姿や思いを尊重し、見守りながら必要に応じてさりげない援助を行っている。子どもから「やってほしい」、「手伝って」という言葉が出たり、支障が生じた時にははっきり援助するよう心掛けている。遊びのコーナーを作り、玩具や絵本を手の取りやすい場所に置き、自由に選べるように環境を整え、安心して安全に遊べるように援助を行っている。また、一人ひとりの思いを表現できるようにゆったりと関わり、気持ちを十分に受け止めるように配慮し、友達との関わりが持て、楽しく遊べるように保育士と一緒に遊びの仲立ちをしている。未満児の園庭が整備されているが、幼児と一緒に広い園庭で遊ぶ機会もあり、年上の子どもの関わりを持っている。保護者とは毎日おたより帳を交換し生活の様子、健康状態を伝え合い、送迎時や個別懇談などを通じ口頭でも状況を把握し、連携を図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 47 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 ■ 48 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 ■ 49 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 ■ 50 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。 	<p>・3歳児は2クラスで生活しているが、散歩や運動会、お楽しみ会などの主活動は一緒に近い連携を図っている。ボードやイラストを用いて自分で考え行動でき、興味が持てるように環境を整え保育士が見守りながら援助を行っている。4歳児1クラスでは定番活動(あいさつ、水くれ等)を通じ、やる気と責任、自信に繋がるように援助している。廃材を利用して秘密基地づくりや小動物飼育等を行い、自分で考え、友達との協力する姿が育っている。5歳児も1クラスで、遊戯室を保育室として活用している。広いスペースで自由に遊び、自分たちで遊びを考え、友だちと協力することでやり遂げるように援助を行い、夏祭りや焼き芋会等の行事や集団遊びを通じ自主性と助け合いが育っている。小学校への就学に向けて、アプローチカリキュラムに沿った活動し、保育要録なども作成し一人ひとりの様子を就学先に伝えている。幼児の日ごろの生活の様子は毎日ボードで保護者に伝えている。</p>
			<p>⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 51 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。 ■ 52 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。 ■ 53 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。 ■ 54 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。 ■ 55 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。 ■ 56 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 57 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。 ■ 58 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。 	<p>・園舎全体はバリアフリーにはなっていないが、状況により対応できるように体制を整えている。トイレの照明、水道は自動になっており、水道もホースを付け低い位置で手洗いができるように配慮している。市として「障害のある子どもが園児と遊びや給食を通して交流を行い心身の発達を促すもの」としており、障害のある子どもについては「基礎調査票」や「評価シート」で発達過程や障害の状態を把握しており、情報や具体的な保育方法等を全体で共有するためのカンファレンスを行い個別の指導計画を作成し、加配保育士を配置し担任と連携をし援助を行い、共育について記録をしている。子どもの状況に応じたクラス活動ができるように環境を整え、子ども同士の助け合いや関わりの中で成長できるように援助を行っている。保護者には園生活の様子を小まめに伝え、家庭の状況も把握し、連携を密に図っている。にこにこ園訪問、保育所等訪問支援の専門職員の園訪問を受け、相談したり助言をいただき、支援を行っている。担当職員は特別支援教育・保育研修会にも出席し、研修内容を職員会議で伝え共通理解を深め、講演会などを通じて学んだ知識や技術を日々の保育に活かせるよう努めている。また、希望する保護者には「子ども相談室だより」を配布し研修会などの情報提供をし、希望に沿った相談の機会も設けている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	■ 59 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	<p>・市としての「時間外保育のマニュアル」に沿って、年間指導計画や個人指導計画に長時間保育の欄を設け、保育内容や家庭の意向などを記載し、一日の連続性のある計画を作成し保育を行っている。子どもが安心して職員は温かく接し、ゆったりとした時間の中で好きな遊びができるように努め、寂しくなってしまう子にはスキンシップをとり、家庭的で穏やかに過ごせるように心掛けている。幼児と未満児は分けて保育を行い、年齢に応じた遊びができ、落ち着いて過ごせるようにコーナー分けを行うなど配慮している。未満児はじゅうたんやマットの上で過ごし、幼児は子ども自ら敷いても遊べるように、ござやラグ、マットも用意し、静かに過ごしたり、一人で落ち着ける場所となるよう職員手作りの仕切り等が整えられている。当園の通常開所時間は18:30までなので延長時間におやつは出ないが、夏場は麦茶を用意しいつでも飲めるようにしたり、3時のおやつを長時間保育の子どもには、少し多めにしたりと配慮している。昼間の様子を担任が長時間担当保育士にメモや口頭にてしっかりと引継ぎ、保護者にもメモや口頭でしっかりと連絡を行っている。</p>
			■ 60 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。			
■ 61 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。						
■ 62 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。						
■ 63 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。						
■ 64 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。						
■ 65 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。						
		⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	■ 66 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。	<p>・年長の子どもが多く通う小学校とのアプローチカリキュラムを作成し、それに基づいて保育を行っている。就学先との「幼保小連絡会」、「地域発達支援会議」等に参加し子どもの様子などを伝えている。例年であれば来入児検診、一日入学などで小学校生活を知る機会があるが新型コロナの影響を受け一部自粛となっている。年長児担任は「保育所児童保育要録」を、園長、主任と相談して作成し、小学校へ引き継いでいる。</p>	
■ 67 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。						
■ 68 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。						
■ 69 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。						
■ 70 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
A	1	(3) 健康管理	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	■ 71	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	・公立保育園としての「保健マニュアル」があり、一人ひとりの「家庭の調べ」「緊急連絡カード」、保護者との個別懇談などで健康状態を把握し、健康管理を適切に行っている。入園のおしり、保健日より、園日より等で園の健康への取組方針を伝え、「保健マニュアル」に基づき保健計画を作成し、歯科検診、内科健診は年2回、体重測定は毎月、身長測定は年3回、胸囲・頭囲測定は年2回行い、また、日頃の様子を把握し、発育や発達に適した生活を送る指標とし職員間でも共有し、保護者にも結果を伝え健康状態の確認を行っている。毎日の出欠確認でも欠席理由を確認し、職員間で子どもの健康についての情報を共有している。感染症発生時は園のお知らせボードで保護者に伝え、園日より・保健日よりでも留意点などを伝えている。体調変化やけが等が発生した時は「事故・怪我対応マニュアル」に基づき保護者に連絡を行い適切に対処し、降園後の状態の確認も行っている。SIDS防止についても「教育・保育の手引き」の読み合わせや、資料綴り等の関連ファイルを回覧し、0歳児は5分ごとの睡眠確認と表情が確認できる部屋の明るさの確保等を行い、保護者にもポスター掲示等で情報を提供している。歯科衛生士より歯の磨き方、口の体操、食事の姿勢などの指導も受け、虫歯予防の意識を高めている。
			■ 72		子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。		
■ 73	子どもの保健に関する計画を作成している。						
■ 74	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。						
■ 75	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。						
■ 76	保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。						
■ 77	職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。						
			② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	■ 78	保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。	・保健計画に基づき内科検診、歯科検診、視力検査をそれぞれ年2回行い結果を発達記録表に記録し、指導計画の保健、健康に関する部分（生命の保持、健康、食育等）に取り入れ、月案、週日案にも反映している。健診結果は回覧し、職員間で周知を図り、受診が必要な子どもの保護者には文書で伝え、必要に応じて保護者に受診を勧めている。歯科衛生士による歯科指導も受け、未満児や3歳児の仕上げ磨きをする等、日頃の保育に取り入れている。
■ 79	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。						
■ 80	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。						
					■ 81	家庭での生活に生かされ保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3)	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 82 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。 ■ 83 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。 ■ 84 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。 ■ 85 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。 ■ 86 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。 ■ 87 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。 	<p>・アレルギー対象者には「厚生労働省のガイドライン」や「アレルギー対応の特別食の提供時の手順」を基に食事の提供を行っている。園長、栄養士は入園前面談、経過把握面談を行い、医師の指示書に従い対応している。保護者に毎月の献立、食材のチェックをして頂き連携を図っている。誤食を防ぐためトレーやプレートを使用し、給食職員、担任、主任でチェックを行い、他児と机を分けたり、台拭きを別にしたりして注意をしている。幼児には分かりやすく説明をし、未満児については保護者に説明し理解を促し、職員会で情報交換、対応の仕方を話し合い、看護師による園内研修なども行っている。</p>
		(4) 食事	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 88 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。 ■ 89 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。 ■ 90 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。 ■ 91 食器の材質や形などに配慮している。 ■ 92 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。 ■ 93 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。 ■ 94 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。 ■ 95 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。 	<p>・全体的な計画、指導計画、月案に食育を組み込み取り組んでいる。市として毎月8日を野菜の日、毎月19日を食育の日とし月のテーマに合わせ「お腹が空いて食べる」「食材に興味を持つ」「みんなで楽しむ」等の取り組みを行っている。また、6月の食育月間では食育についての寸劇を保育士が行い、給食職員のクイズ、給食室の見学、収穫物や食材に触れるなど、楽しみながら「食」についての興味・関心が持てるように工夫している。市共通の献立は1ヶ月に2度同じメニューが出ることで、目と味にもなれる工夫もされている。保護者が送迎時に見えるように毎食のサンプルも置かれている。未満児については「食事調査票」を基に保護者と給食職員が話し合うと共に提供を行い、「未満児給食の手引き」等に沿い調理法や量に配慮し、毎月給食会議を開き援助している。離乳食については家庭と連携を取りながら進めている。個人差や食欲に応じて、食事の量の調整をして、無理強いせず、達成感が持てるように配慮している。食育月間では噛むことの大切さを伝え「かみかみ週間」として、30回よく噛んだらシールを張るなどの取り組みを家庭と連携して行っている。毎月の「献立表」「園だより」、6月の食育月間の取組み、おたよりノート等や送迎時の保護者との会話、例年であれば保護者の試食会などで家庭との連携を図っている。畑やプランターで野菜作りを行い、生長や収穫の喜びと共に食事への関心も高めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1	(4)	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 96 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。 ■ 97 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。 ■ 98 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとしている。 ■ 99 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。 ■ 100 季節感のある献立となるよう配慮している。 ■ 101 地域の食文化や行事食などを取り入れている。 ■ 102 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。 ■ 103 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。 	<p>・子どもの発育、発達に配慮した形態で調理をし、体調、食欲に応じた配膳を行っている。離乳食は家庭状況、発育に応じて、保護者、担任、調理員とよく相談して無理のないように進めている。子どもの好き嫌い、量を把握し、無理をさせず配膳している。市保育・幼稚園課の栄養士を始めとした献立検討委員会が季節感ある献立を計画し、おやき、にらせんべい、やしろうま、節分、ひな祭りなどの地域の伝統食や行事食を工夫し取り入れている。子どもの食べる量や好き嫌いについて、一人ひとりに丁寧に関わり、家庭と連携して美味しく食べられるよう配慮している。感染症流行時以外は給食職員が幼児クラスで週1~2回一緒に食べ、様子を見て実態を把握している。残食は給食職員がチェックし、献立日誌に記録している。給食職員は給食の手引きや調理員衛生管理チェック表に基づいて管理を行い、市保育・幼稚園課の栄養士に報告している。</p>
	2 子育て支援	(1) 家庭との緊密な連携	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 104 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。 ■ 105 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。 ■ 106 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。 ■ 107 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	2	(2) 保護者等の支援	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 108 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。 ■ 109 保護者等からの相談に応じる体制がある。 ■ 110 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。 ■ 111 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。 ■ 112 相談内容を適切に記録している。 ■ 113 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。 	<p>・担任は保護者の送迎時に個別に対応し、園長、主任は登降園時、玄関付近に立って挨拶や声掛けを行い、日々の会話を通じて信頼関係の構築に努めている。年度始めに全員を対象に個別懇談を行い、また、いつでも個別懇談に応じることを伝え、送迎時や園だよりでも「いつでも誰にでもご相談ください」と知らせ、園として普段から保護者とのコミュニケーションを取るよう心掛け、話しやすい雰囲気を作るようにしている。時間外保育、一時預かり保育も行い、保護者の気持ちに寄り添いつつ、子どもの成長と一緒に喜び合えるよう心掛け、保護者から相談を受けた時は個別面談を行い、園長、主任、保育士との連携を図り園全体で支援に努めている。「相談、意見、苦情対応マニュアル」があり相談・意見・苦情受付記録も整備され、相談内容については守秘義務を守り、適切に記録され保管もされている。</p>
			② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 114 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。 ■ 115 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。 ■ 116 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。 ■ 117 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。 ■ 118 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。 ■ 119 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。 ■ 120 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。 	<p>・「児童の権利に関するマニュアル」「虐待対応マニュアル」「教育・保育の手引き」などに基づき研修を行い、職員間の意思統一を図り、早期発見、早期対応に努めている。「虐待対応マニュアル」の一日のチェックポイントを活用し、子どもの服装、身の回りの衛生面、食事の様子、発育状況、表情などを観察し、兆候を見逃さないように心掛け、虐待の可能性のある場合は職員会議で情報の共有を行い、市福祉政策課篠ノ井分室などの関係機関と連携を取り、支援会議を開き対応している。また、そのような事象が起きた際には、記録をとり、経過を追って情報共有できるように保存をしている。専用記録用紙があり、実際に虐待と思われる時には記録をし、専門機関や児童相談所と連携を取れるように体制を整えている。虐待の可能性のある場合は保護者の負担にならないよう小まめに声掛けを行い、精神的な負担を軽減するような対応も行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	3 保育の質の向上	(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 121 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。 ■ 122 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。 ■ 123 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。 ■ 124 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。 ■ 125 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。 ■ 126 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。 	<p>・日々の保育を振り返り週日案に記録し、年間指導計画、月案についても振り返り、次年度、次月、次週へと繋げ、保育士として主体的に保育実践の改善や専門性の向上に努めている。また、職員会議、幼児会議、未満児会議でも保育の実践の報告と振り返りを行い、年度末には子どもの姿を職員間で確認しながら次年度の全体的な計画の立案に反映させている。保育園全体として、保護者アンケート結果を踏まえながら、福祉サービス第三者評価の「内容評価項目」に準じた職員の自己評価を行い園全体の評価に繋げると共に、園長は課題解決に向けて、主任と相談しながら、園内研修や面談を実施し、職員のモチベーションアップを図り保育の質の向上へ繋げている。職員は各自身2回「自らの保育」について自己評価を行い、職員間でも話し合い保育の向上に努め、園内研修やZOOM などで行われる外部研修に積極的に参加し、専門性の向上に努めている。今年度においては第三者評価を受審し、結果を保護者に報告するとともに、全体的な計画に反映させ、利用者満足度を更に高められるよう保育の質の向上に取り組む予定である。</p>